

里親制度について

社会福祉法人 東京育成園
フォスターホームサポートセンターともがき
副センター長 岩田 祐一郎

世田谷の里親相談室

SETA-OYA



1 里親制度とは

2 里子の養育

3 養育支援について

1 里親制度とは

2 里子の養育

3 養育支援について

里親制度は
児童福祉法に基づき
社会的養護を必要とする
子ども達のための制度です

1.里親制度とは：社会的養護の概要

親の病気や離婚、虐待などの様々な事情により、親と一緒に暮らすことのできない子どもたちを家庭に代わり公的に育てる仕組み
また、そのような養育に大きな困難を抱える家庭への支援

社会的養護

家庭養護

里親制度

養育家庭

一般の家庭を養育家庭（養子縁組を目的としない里親）として認定し、児童の養育を委託する制度

専門養育家庭

養育家庭のうち、障害児や比較的程度の重い被虐待児等を専門に預かる制度

親族里親

里親のうち、一定の要件を満たす児童（両親の死亡により養育できない場合など）を、児童の扶養義務者及びその配偶者である親族が養育する制度

養子縁組里親

里親のうち、養子縁組を目的とする制度

ファミリーホーム

養育家庭等で一定経験のある者が、事業届出の上、自宅で5人又は6人の児童を養育する制度

施設養護

児童養護施設

原則1歳以上の児童等が入所し養護する施設

グループホーム

児童養護施設が地域に住まいを確保し、1グループ6人程度の児童を養育する

乳児院

保護者のいない、保護者がいても疾病その他の事業により養育が困難な乳児を養育する施設

児童自立支援施設

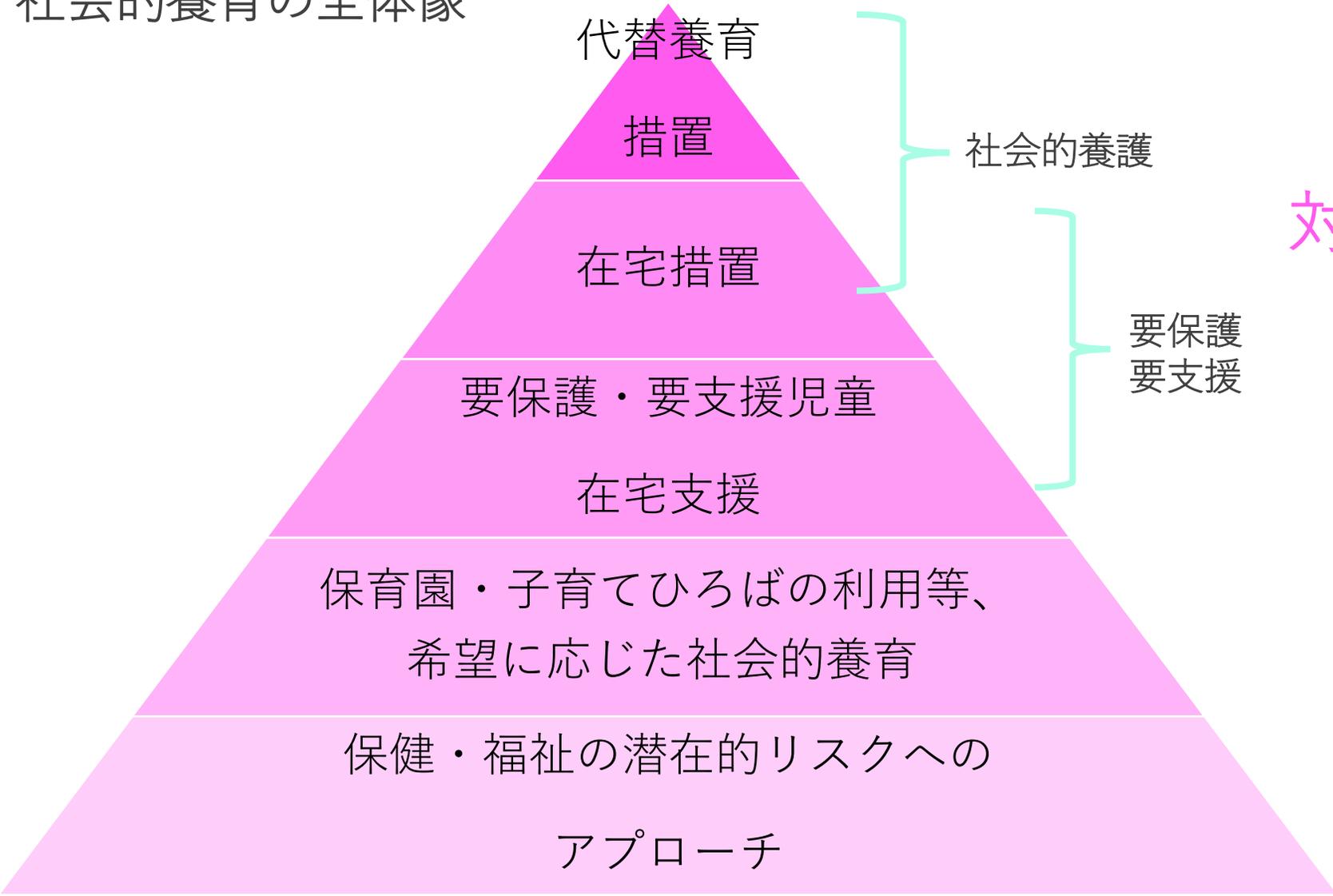
触法・虞犯少年の自立を支援する施設

自立援助ホーム

児童養護施設の退所児童等に対する就労自立支援事業

1.里親制度とは：社会的養育とは

社会的養育の全体像



対象はすべての子ども



継続的・連続的な支援が求められる

家庭養育の優先原則 子どもの愛着形成/発達保障

1.里親制度とは：家庭養育優先の原則

①児童が家庭で養育されるよう保護者を支援

②やむを得ない場合に代替養育の措置

参考：H28年 改正児童福祉法

国及び地方公共団体の責務

第3条の2 <要旨>

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。家庭における養育が困難または適当でない場合、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

家庭及び前記の養育環境における養育が適当でない場合、児童ができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう必要な措置を講じなければならない。

1.里親制度とは：家庭養育の優先順位

家庭 = 実父母や親族等を養育者とする環境

家庭における養育環境と同様の養育環境 = 里親等

良好な家庭的環境 = 施設のうち小規模で家庭に近い環境

その他 = 大規模な施設

施設入所/里親委託の措置後も家庭養育優先原則は有効

家庭における養育が困難または不適當な状況が改善されれば
児童は家庭復歸する

1.里親制度とは：主な里親の種類



養育家庭 (里親)

親の病気や死亡、虐待など、さまざまな事情で実家庭と離れて暮らす子どもを、一時的に預かり、養育する里親。



養子縁組里親

特別養子縁組によって養親になることを希望する里親。縁組が成立するまでの期間、里親として子どもを養育します。

1.里親制度とは：養育家庭と養子縁組制度

養育家庭（里親）

児童福祉法に基づき、一定期間子どもを養育する制度

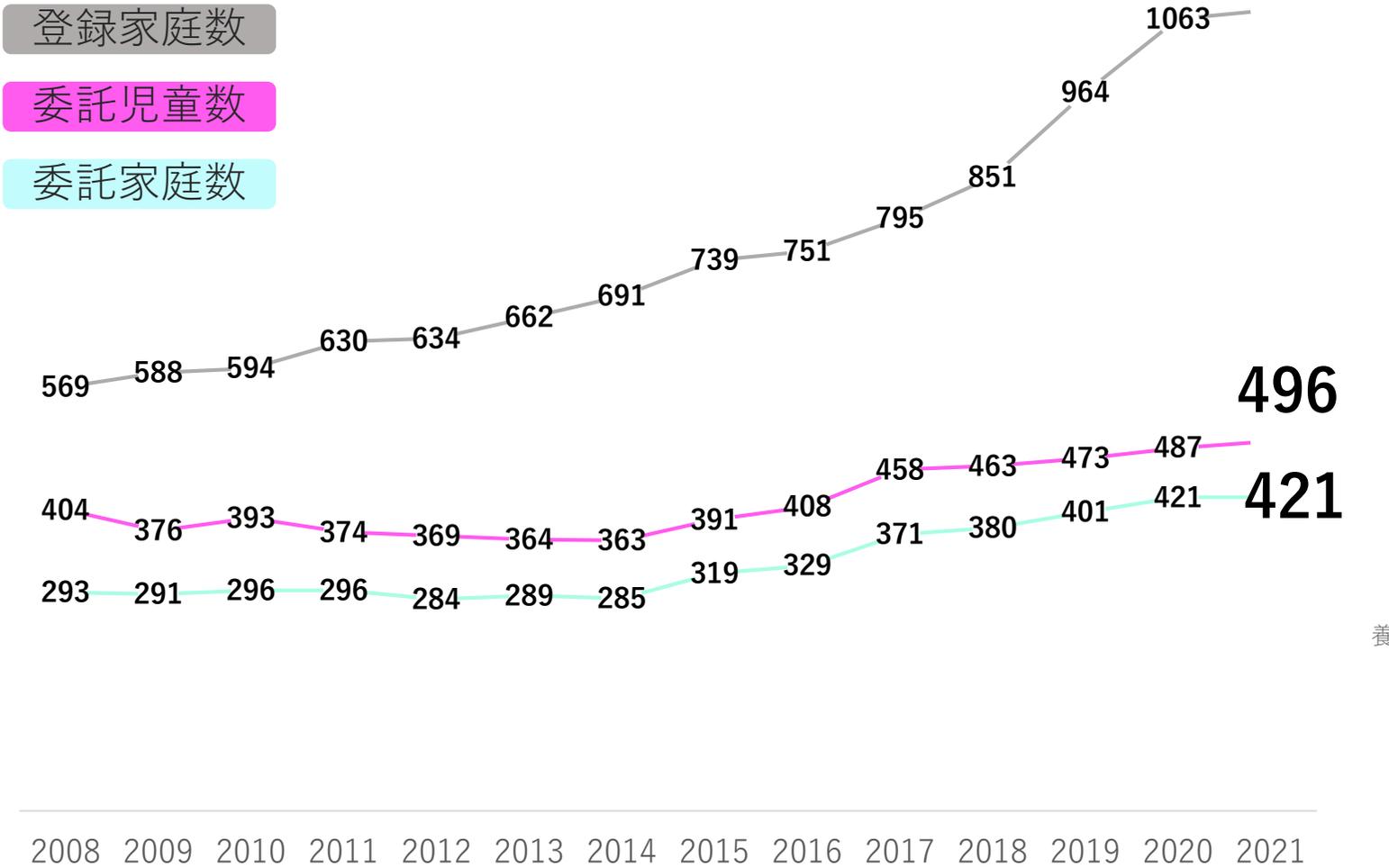
特別養子縁組

子どもと実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、戸籍上も実の子と同様の親子関係を結ぶ、永続的解決（パーマネンシー保障）としての制度で、家庭裁判所の決定により成立

養育家庭（里親）		特別養子縁組
実の親子関係にはならない（児童福祉法による委託）	親子関係	実の親子関係になる（民法による縁組） （実父母との親族関係は終了し、扶養・相続関係はなくなる。）
<行政> 児童相談所	実施機関	<行政> 児童相談所 <民間> 民間養子縁組あっせん機関
0歳～18歳未満（延長の場合、20歳未満）	児童の年齢	15歳未満 （やむをえない事由がある場合には、18歳まで）
委託期間は児童の状況等により設定（短期～長期） 委託解除により養育期間は終了する	養育の期限	実の親子関係となるため、養育の期限は無い 離縁は養子の利益のため特に必要があるときのみ。 （養親からの請求不可）
里親委託による戸籍上の変更はなし （児童によっては、委託期間中の通称として 里親の氏を使用する場合がある）	児童の戸籍	縁組成立後は、父母の氏名として養親の名前が記載され、実親の名前は記載されない。続柄は「長男（長女）」と記載 ただし書に「民法817条の2による裁判確定」と記載

3.社会的養護の現況：登録家庭数/委託児童数/委託家庭数の推移

全体的に上昇傾向



世田谷区は…

登録家庭数 **101** 家庭

委託児童数：**29** 人

委託家庭数：**24** 家庭

養育家庭・専門養育家庭・親族里親・養子縁組里親・ファミリーホームの合計

2022.3.31現在

※東京都児童相談所事業概要2021年版
 ※養育家庭等は養育家庭・専門養育家庭・養子縁組里親・親族里親の計

1 里親制度とは

2 里子の養育

3 養育支援について

3%

地域との断絶
喪失／分離体験
中途養育



養育の困難さ

小さい頃の思い出を浮かべてください

かわいい言い間違え

怒られたいたずら

好きだったあそび

などなど…

なぜ思い出すことができますか？

生活場所の変更

人生を繋ぐとは？

1 里親制度とは

2 里子の養育

3 養育支援について

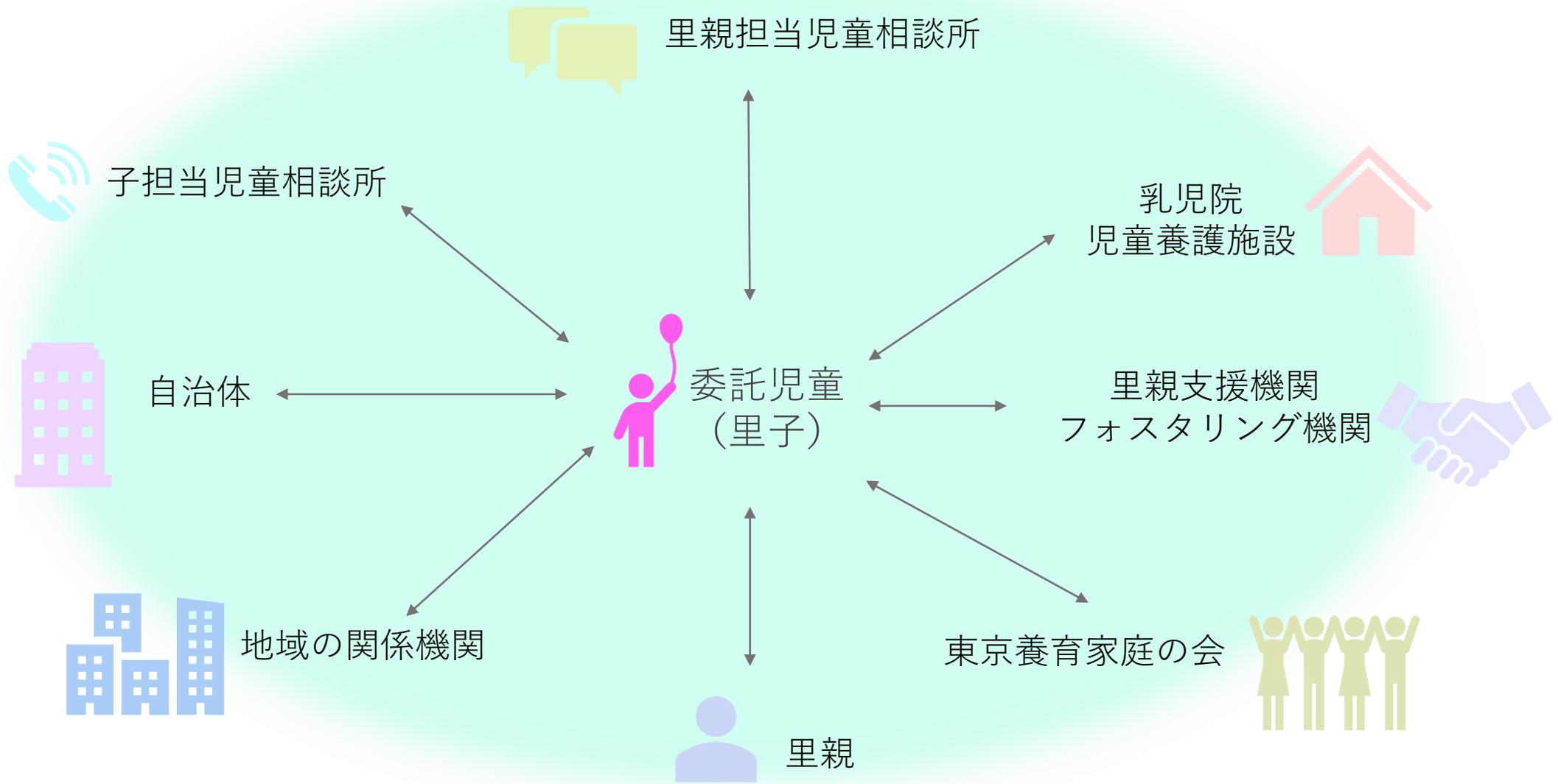
名前

近隣との関係

子どもの所属先との関係

社会資源の利用しづらさ

3. 養育支援について：里親制度におけるチーム養育体制



1. 皆さんも社会的養育の一翼を担っています。子どもたちが、社会的養護（実家庭から離れて暮らす）にならないようにする予防の視点では、皆さんの役割は何だと考えますか？
2. とはいえ、子どもは誰しものが社会的養護にかかわる可能性があります。子どもたちの人生の連続性を保障するために、地域でのみなさんができることには、何があるでしょう。
3. ファミリーサポートの援助会員になる皆さんは、「子どもを預かる」という点では里親と共通しています。一方、里親になるということは、多くの方にとってハードルが高いものであると考えます。
皆さんが、援助会員から里親にステップアップすることを想像したときに、何があれば安心して里親になろうと考えることができますか。